

報告第 1 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 1 年 3 月 1 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成31年2月12日	190,411円	足立区栗原在住者	平成30年10月1日午前3時頃、足立区立栗島中学校東側に隣接する一方通行道路を自家用車が走行した際、台風24号の暴風によって当該道路まであおられた同校の防球ネットが当該車両に接触し、左後方の窓及び車体に傷がついた。